

総務委員会資料

1 所管事務の調査（報告）

- （１）「（仮称）川崎市民館・労働会館 管理運営計画に関する
中間とりまとめ」について

資 料 （仮称）川崎市民館・労働会館 管理運営計画に関する
中間とりまとめ

経済労働局

令和４年１月２７日

第1章 目的、位置づけ、計画の構成

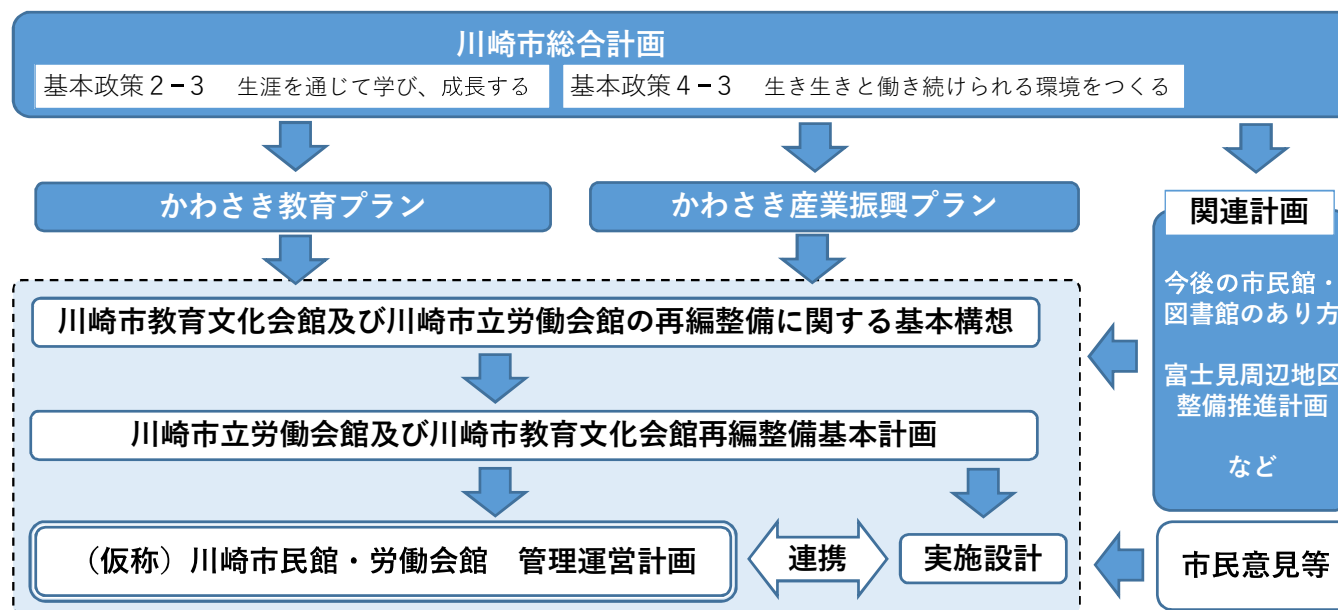
1 目的

- (仮称)川崎市民館・労働会館(以下「新施設」という。)は、川崎市教育文化会館(以下「教育文化会館」という。)と川崎市立労働会館(以下「労働会館」という。)の機能を、現在の労働会館施設の大規模な改修により再編整備するもので、令和3(2021)年1月に策定した「川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画」に基づき、「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画」(以下「本計画」という。)を策定する。
- 本計画は、教育文化会館と労働会館が、それぞれこれまで行ってきた事業を継続するとともに、新施設を一体として運営していくため、事業サービスの内容や効率的・効果的な提供手法等に関する基本的な事項等を明らかにすることを目的とする。

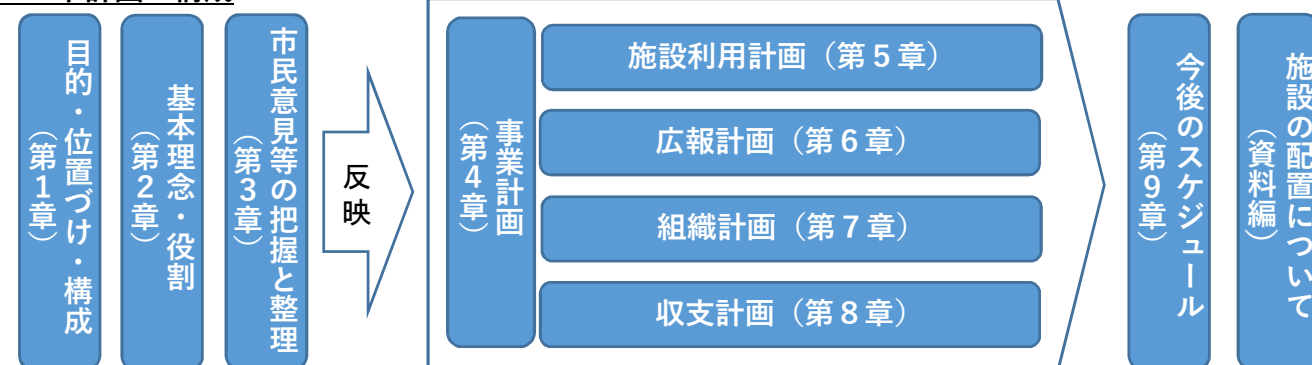
2 これまでの検討の経緯

年 度	主な検討内容
平成20(2008)年3月	「富士見周辺地区整備基本計画」策定
平成30(2018)年3月	「川崎区における市民館機能のあり方について～再編整備の方向性」策定
平成30(2018)年8～10月	「教育文化会館の移転に関する意見交換会(ワークショップ)」開催
平成31(2019)年3月	「川崎市教育文化会館及び川崎市立労働会館の再編整備に関する基本構想」策定
令和2(2020)年6～8月	「新施設に求める機能等の利用者アンケート、ヒアリング及び中高生との意見交換会」開催
令和3(2021)年1月	「川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画」策定
令和3(2021)年6～11月	サウンディング型市場調査実施 「あたらしい労働会館・教育文化会館を考えるワークショップ」開催

3 位置づけ



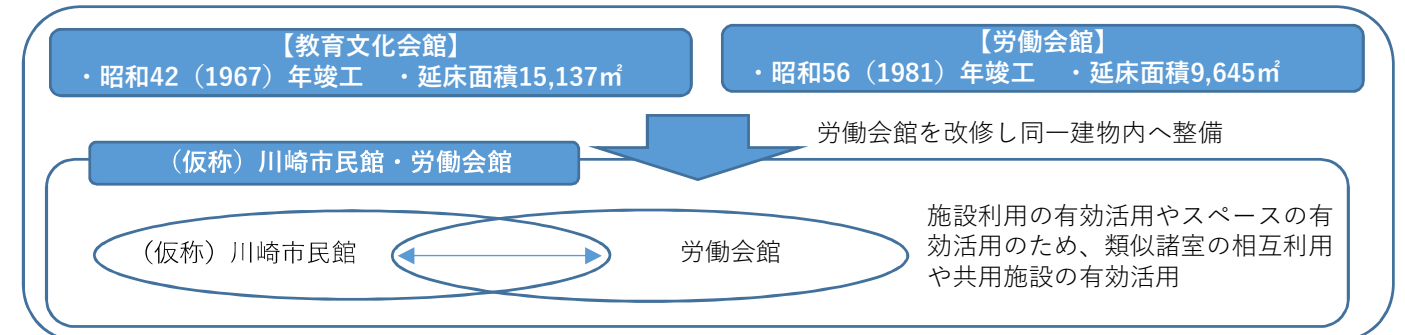
4 本計画の構成



第2章 基本理念・役割

1 基本理念

- 平成31(2019)年3月に策定した「川崎市教育文化会館及び川崎市立労働会館の再編整備に関する基本構想」で掲げた再編整備の基本理念は、これからの管理運営においても本施設の目指すところであることから、引き続き、新施設の基本理念とする。

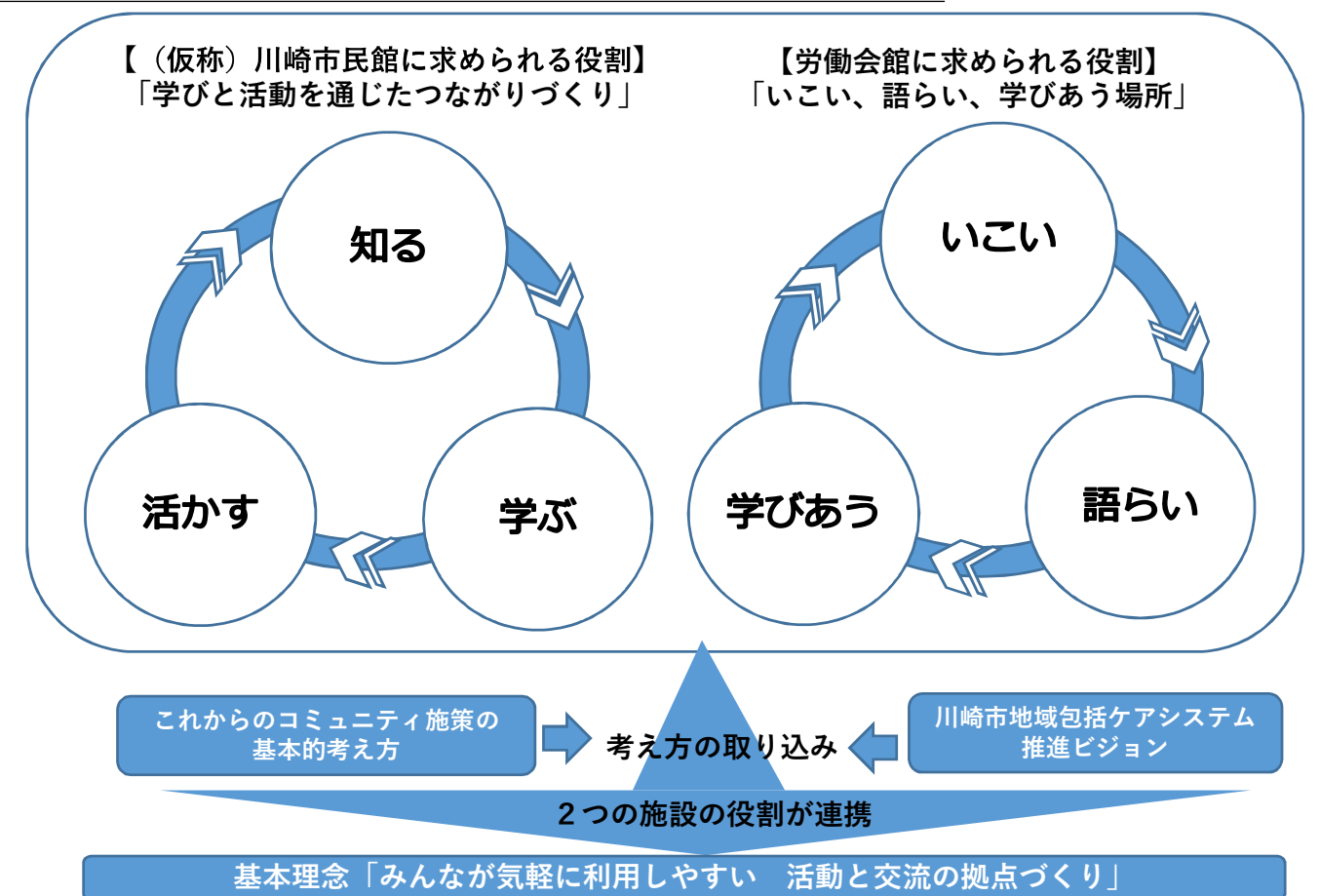


- さまざまな目的をもった多様な人々が、いつでも気軽に施設に集い、それぞれの活動を展開していくことができる場となることや、施設の一体化による新たな利用者同士の交流を促進させていくことで、誰もが使いやすい魅力ある施設となることを目指す。

みんなが気軽に利用しやすい 活動と交流の拠点づくり

2 新施設の役割

- (仮称)川崎市民館は、川崎区の市民館として、“市民自身が学び、その成果を地域での活動に活かすことで充実感を味わい、更なる学びにつなげる”という学びと活動の循環を推進し、「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たす。
- 労働会館は、労働組合その他諸団体の活動を支援するとともに、働く労働者の勤労意欲の向上のため、情報の収集・提供、学習・研修などの事業を実施し、労働組合その他諸団体の健全なる発達と労働者の勤労意欲を向上させる「いこい、語らい、学びあう場所」としての役割を果たす。
- (仮称)川崎市民館と労働会館が同一建物内に設置されていることのメリットを活かした事業・サービスを提供することにより、両施設で活動する団体・サークルの連携など利用者相互の新たな交流を促進し、利用者の活動の活性化を図る。また、両施設が集約されることで、人が多く集まることによる施設の賑わいや楽しさが生まれ、周辺のまちづくりにおいても、川崎区内や富士見公園における地域の拠点としての役割を担う。



3 サウンディング型市場調査の実施

●今後の事業・サービスの充実に向けて、民間事業者のノウハウや創意工夫を凝らした幅広いアイデアを募集するサウンディング型市場調査を実施（新しい宮前市民館・図書館移転・整備と合同で実施）

- (1) 説明会・現地見学会
 - ・開催日 令和3年6月10日（木）
 - ・開催場所 労働会館
 - ・参加者数 30団体
- (2) 個別対話
 - ・開催日 令和3年7月12日（月）から7月27日（火）まで
 - ・開催場所 教育文化会館
 - ・参加者数 15団体

<参加者の主な業種等>
施設運営（生涯学習、図書館、スポーツ、文化、コンベンション）、NPO法人、公益財団法人など

(3) 主な提案内容

参考とした主な提案内容	本計画の項目
・幼児からシニアまでの各種学級・講座の実施 ・社会人向け「資格・ビジネススキル講座」をはじめとする夜間・休日の講座数の増加、小中学生向けの講座の実施 ・大学などの高等教育機関と連携したりカレント教育講座の開設 ・企業との連携による就労支援など労働会館ならではの事業提供 ・地域資源を生かした交流・共創を生むような主催事業、市民参加型のプロジェクトの実施 ・地元で活躍する人材を中高生に紹介する事業など、子どもや学生でも勤労者と触れ合える事業等の実施 ・障害者・外国人・高齢者が参加できる学習や健康づくりの拠点、若い世代の団体も含めた地域交流の拠点	第4章 事業計画
・労働資料コーナーの労働図書だけでなく、市立図書館との連携により、市立図書館の一般図書を借りることができる仕組みの構築 ・オープンカフェ、昼食の提供、弁当の提供をはじめ、懇親会、パーティ等にも対応したレストラン機能を有したスペースの確保	第5章 施設利用計画

第4章 事業計画

- 1 基本的な考え方
- 「みんなが気軽に利用しやすい 活動と交流の拠点づくり」を目指し、求められる役割を踏まえ、市民意見を参考に3つの運営方針を定め、それらに沿って取組の方向性を整理する。

運営方針	取組の方向性	主な事業等
運営方針1 利用しやすい環境づくり 誰にとっても、気軽に立ち寄れる居心地がよい空間づくり、安全・安心な魅力ある空間づくり等の利用環境の向上を図るとともに、わかりやすい、魅力のある情報発信の取組を進める。	施設利用の促進のための取組の推進	●オープンスペースを活用した交流イベント ●体験型講座やイベント ●多目的・多機能な施設・設備や便益施設等の設置 ●公衆無線LANなどオンライン環境の整備
	労働者を支援する取組の推進	●労働者への憩いや交流の機会の提供
	戦略的な広報の取組の充実	●SNSを活用した情報発信や広報

運営方針	取組の方向性	主な事業等
運営方針2 多様なニーズに対応した学びと活動の支援 自発的・主体的な学びや活動への支援を基本としながら、学習機会や情報を提供する取組を進める。	あらゆる世代、労働者に向けた魅力ある取組の推進	●ライフステージに応じた多様な講座・教室等の充実 ●労働学校をはじめとする労働に関する知識や資格取得のための研修会・講座 ●労働資料の収集、保存、提供等
	ICTを活用した新たな手法による事業・取組の推進	●講座・学習などのオンライン化やデータ配信の試み ●オンラインルームの設置
	地域人材が活躍できる取組の推進	●地域人材とのネットワーク構築 ●市民が持つ知識などを地域還元できる仕組みづくり ●市民との協働や市民提案による事業 ●市民活動コーナーの設置
運営方針3 参加と協働・連携による地域づくり 多様化・複雑化する地域課題の解決に向けて、富士見公園などの市民利用施設や地域人材・団体等の多様な主体と連携した取組を進める。	施設間連携による取組の推進	●これまでの2つの施設の利用者がそれぞれの活動などを知り参加できる事業やイベント ●市民館、労働会館の枠を超えた事業やイベント ●オープンスペース、児童室の設置
	公園等の利用と一体となった取組の推進	●公園や周辺施設と連動した交流イベント ●テラス、更衣室の設置
	多様な主体と連携した取組の推進	●サークル、活動団体、企業、NPO法人などと連携したイベント

第5章 施設利用計画

1 基本的な考え方

●これまでの施設利用者に加え、中高生や公園利用者等の幅広い利用者層に対応できるよう、市民意見を踏まえ、多様なニーズに応じた利用方法を取り入れながら、教育文化会館と労働会館の利用ルールを一本化して、新施設の利便性の向上を図る。

2 開館日・開館時間

●現在の教育文化会館と労働会館の開館日（休館日）、開館時間等を基に設定する。

(1) 開館日

休館日は必要最低限とする。年末年始のほか、施設や設備の保守点検などのため、定期的な休館日を設ける。

(2) 開館時間

開館時間は午前8時30分から午後9時30分とし、館内施設の貸出・使用時間は、原則として午前9時から午後9時30分とする。

	新施設	労働会館	教育文化会館	市民館・分館
休館日	年末年始（12/29～1/3） 定期的な休館日	年末年始（12/29～1/3） 施設点検日（月1～2回程度）	毎月第3月曜日 年末年始（12/29～1/3）	
開館時間	午前8時30分～ 午後9時30分	午前8時30分～ 午後9時30分	午前8時30分～ 午後9時30分	午前9時～午後9時
館内施設 の貸出・ 使用時間	午前9時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分 ※交流室は午後9時まで ※労働資料室は午後5時まで	午前9時～午後9時30分 ※市民ギャラリーは 午後9時まで ※分館は午後9時まで	午前9時～午後9時

3 施設の概要

●新施設に求められる役割を担えるよう、次のとおり利用に供する施設を配置する。
（「資料編 施設の配置について」参照）

区分	対象施設等
貸出施設 ※()は複数の部屋数	【ホール】 ホール（楽屋（5）、リハーサル室含む）、ミニホール（楽屋含む） 【多目的室】 ルーム（11）、交流室 【教養室】 体育室（2）、スタジオ（4）、音楽室、和室（2）、料理室、実習室（2） 【その他】 オンラインルーム、市民ギャラリー
オープン 利用施設	オープンスペース、市民活動コーナー、児童室、図書コーナー
便益施設	【屋内】 ロッカースペース、更衣室、売店/飲食スペース、 便所（多目的含む）、給湯室、調乳室・授乳室、救護室 【屋外】 駐車場、駐輪場、テラス、広場

(1) 貸出施設（利用者が申請（予約）することで、占用して利用することができる施設）

ア 利用方法（予約方法）

現在の教育文化会館・市民館の利用方法（予約方法）を原則とする。ただし、オンラインルームは、オープン利用施設の利用ルールと調整を図りながら利用方法を設定する。

■抽選による利用申込

- ・ホール：利用する日が属する12か月前の初日に利用申込を行い、抽選後に予約
- ・ミニホール：利用する日が属する6か月前の初日に利用申込を行い、抽選後に予約
- ・多目的室・教養室：利用日の4か月前の17日から23日までに抽選申込を行い、24日に抽選、25日以降に予約
- ・市民ギャラリー：例）4月の第2木曜日に10～12月使用分を予約を開始

■先着順による利用申込

- ・全ての貸出施設：抽選終了後、空いている施設については、先着順で予約を受け付ける。

※1 ホール・ミニホールの申込では、抽選期間前でも他の施設を同時に申込できる。
※2 利用申込期間よりも前の利用申請は、現在の教育文化会館及び労働会館における取扱いを基本とする。

イ 利用区分（貸出区分）

午前・午後・夜間の3区分や時間単位等、現在の教育文化会館及び労働会館の利用状況等を踏まえ、貸出施設ごとに使いやすい利用区分とする。

ウ 料金体系の考え方

施設として一本化した料金体系とする。受益者負担の原則により、利用者には適正かつ公平、公正な負担を求めることを基本とし、具体的な金額については、現在の教育文化会館及び労働会館の料金体系や、市内外の類似施設の利用料等を参考としながら、今後条例において位置付ける。

なお、減免措置は、現在の教育文化会館及び労働会館の減免措置の取扱いを基本に検討する。

エ 飲食の考え方

原則として飲食を伴う利用（昼食会、懇親会など）を可能とする。

ただし、ケータリングやアルコールを伴う飲食（賀詞交歓会や会議後の懇親会など）は、事前に申請を行うなど一定の手続きを前提とする。

(2) オープン利用施設（原則として、申請（予約）せずに個人でも無料で利用することができる施設）

ア 利用ルールの設定

利用者同士の新たな交流やつながりづくりを進めるため、誰もが使いやすい利用ルールを開館までに設定する。

- ・利用方法、利用時間、会話や飲食が可能な場所（スペースの区分け）、物品販売の可否 など

イ 占用利用の考え方

占用利用を行う場合は申請（予約）によることとし、適正かつ公平、公正な負担を求めることを基本に検討する。

例：オープンスペースに隣接する施設（和室、料理室、実習室）と一体的に利用する場合

4 災害時の対応

●新施設としてのBCPの作成など防災対策を実施するとともに、本市地域防災計画等において、次の防災機能を有する施設として位置付ける。あわせて、施設・設備面における防災対策を実施することで、安全・安心な施設利用を図る。

防災機能

- 区災害ボランティアセンター：災害時に災害ボランティアの受付や調整などを行う拠点
- 避難所補完施設：地域の実情に応じて緊急避難場所及び指定避難所を補完する施設
- 津波避難施設：津波警報等が発表された際に、避難者が一時的に避難・退避する施設
- 帰宅困難者用一時滞在施設：地震発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設
- 川崎区の区本部の代替施設：川崎区役所（7階）に区本部が設置できない場合等に代替となる施設

【参考：施設・設備面における防災対策】

1 耐震対策

- ・構造躯体に鉄筋コンクリート造の耐震壁と鉄骨の耐震ブレースの耐震要素を増やすとともに、耐力要素の偏りを解消して、所定の耐震強度を確保する。
- ・ホールの特定天井対策は、荷重負荷の軽減と音響性能の確保等を考慮した結果、天井材は吊らずに建物と天井を一体化する方法（準構造化）とする。

2 洪水・津波対策

- ・現在の駐車場に、想定浸水深（3メートル）以上の高さ（2階レベル）の設備置場を新設し、電気設備・空調設備・受水槽等を設置する。また、1階の書庫には、入口に防水扉を設置する。
- ・浸水後も施設の機能が維持できるよう、事務室・設備監視室を2階に設置する。

3 トイレ対策

- ・現在の駐車場に広場を設け、マンホールトイレの設置場所とするとともに、施設内にマンホールトイレの上屋を備蓄する。

4 停電対策

- ・停電時においても防災機能を維持できるよう、必要な電気容量を考慮した上で、72時間分の発電設備を設置する。
- ・再生可能エネルギーである太陽光発電設備を設置する。

第6章 広報計画

1 基本的な考え方

- 施設の認知度を高め、利用促進を図る施設広報と、事業への参加者等を増やすための事業広報のバランスのとれた広報活動を展開する。
- 世代により情報収集の手段が違うことに配慮し、設定した対象に届けるための適切な手法により広報活動を展開する（インターネットなどの情報提供ツールと紙媒体などとの併用など）。
- 施設情報の提供にとどまらない、市民や近隣商業施設等と連携した多様で幅広い視点により広報活動を展開する。

2 開館までの広報活動

- (1) 愛称の募集
市民に愛着や親近感を持ってもらうとともに、施設等の知名度の向上を目指し、愛称を募集する。（令和5年度の募集を計画する。）
- (2) プレイベント
施設の広報の一環として、新施設への期待を高めるプレイベントを実施する。また、開館前から市民が関わる取組や、関係団体等とのネットワークを構築することにより、開館後の事業実施体制の基礎を作る。
【事業イメージ（例）】
 - ・施設をオープン前に見学してもらう事前施設見学会
 - ・労働会館クロージング記念事業
 - ・教育文化会館クロージング記念事業
 - ・市民企画事業（地域の事業や市民団体の活動で、新施設の「開館プレ事業」と位置づけ、冠をつける事業）
 - ・市内学校等への働きかけと連携（アウトリーチなど）
- (3) その他
広く市民に周知を図るため、ホームページの開設や施設パンフレットの作成など、様々な媒体を活用しながら認知度を高める。

3 開館後の広報活動

具体的には、次のような媒体を組み合わせる効果的に展開する。

広報アイテム	内容など
ホームページ	新施設で行う事業、利用団体の活動及び施設利用のルールなどについて情報を提供する。
新施設通信	新施設で行う事業や利用団体の活動などについて、定期的に紙媒体で情報を提供する。
S N S	若い世代向けに、オンタイムで、新施設で行う事業等の情報を提供する。
施設パンフレット	開館を告知し、施設概要の情報を提供する。
事業チラシ	新施設が行う事業について、チラシを作成し、情報を提供する。
市広報誌	「かわさき市政だより」など市の広報媒体により、新施設で行う事業の情報を提供する。
デジタルサイネージ	新施設で行う事業の情報提供にとどまらず、富士見周辺地区施設の事業の情報や、利用団体の活動情報を提供する。



市民館広報物「わたしのまちの市民館」



デジタルサイネージによる広報

第7章 組織計画

■検討の方向性

- （仮称）川崎市民館と労働会館の複合施設である特性を十分に活かせるよう、施設の一体的な運営や利便性を確保し、相乗効果を生むための効率的・効果的な組織体制とする。
- 施設の管理運営は、現行の状況を踏まえた上で、「市民館・図書館の管理運営の考え方」の中間とりまとめでの方向性に沿って具体的な手法を検討する。

第8章 収支計画

■検討の方向性

- 効率的、効果的な管理運営などにより経費の軽減に努める。

第9章 今後のスケジュール

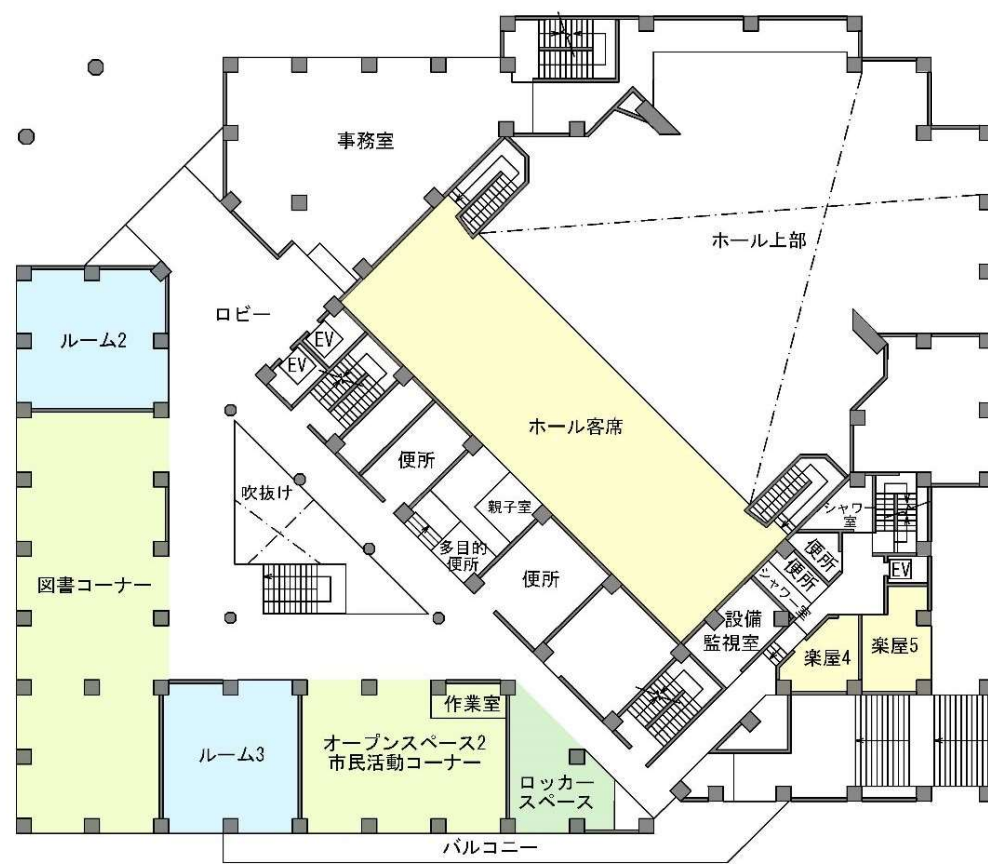
【管理運営計画の策定】

- 令和4（2022）年2月～ 管理運営計画に関する中間とりまとめに対する利用団体等との意見交換
- 令和4（2022）年5月頃 管理運営計画（案）の公表、パブリックコメント手続きの実施
- 令和4（2022）年8月頃 管理運営計画策定

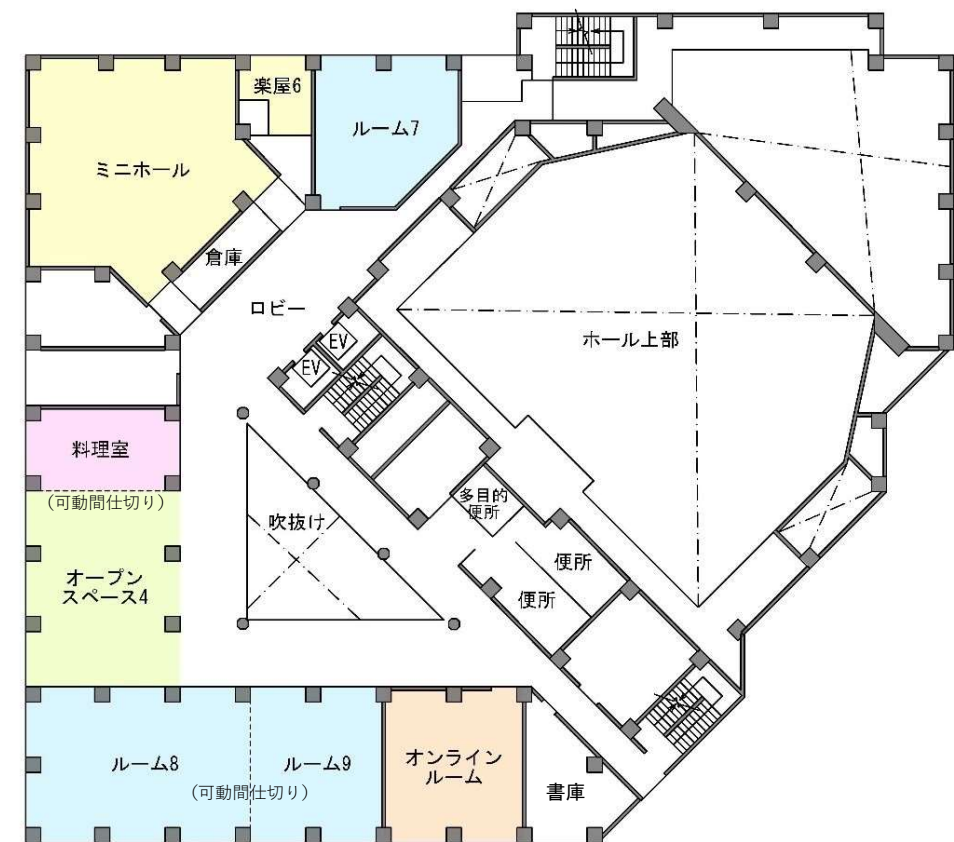
【再編整備】

- 令和3（2021）年度～令和4（2022）年8月頃 諸室の配置や仕様等に関する実施設計
- 令和4（2022）年8月以降（管理運営計画策定・実施設計後） 条例制定
- 令和5（2023）年度～令和6（2024）年度 改修工事
- 令和6（2024）年度中 供用開始

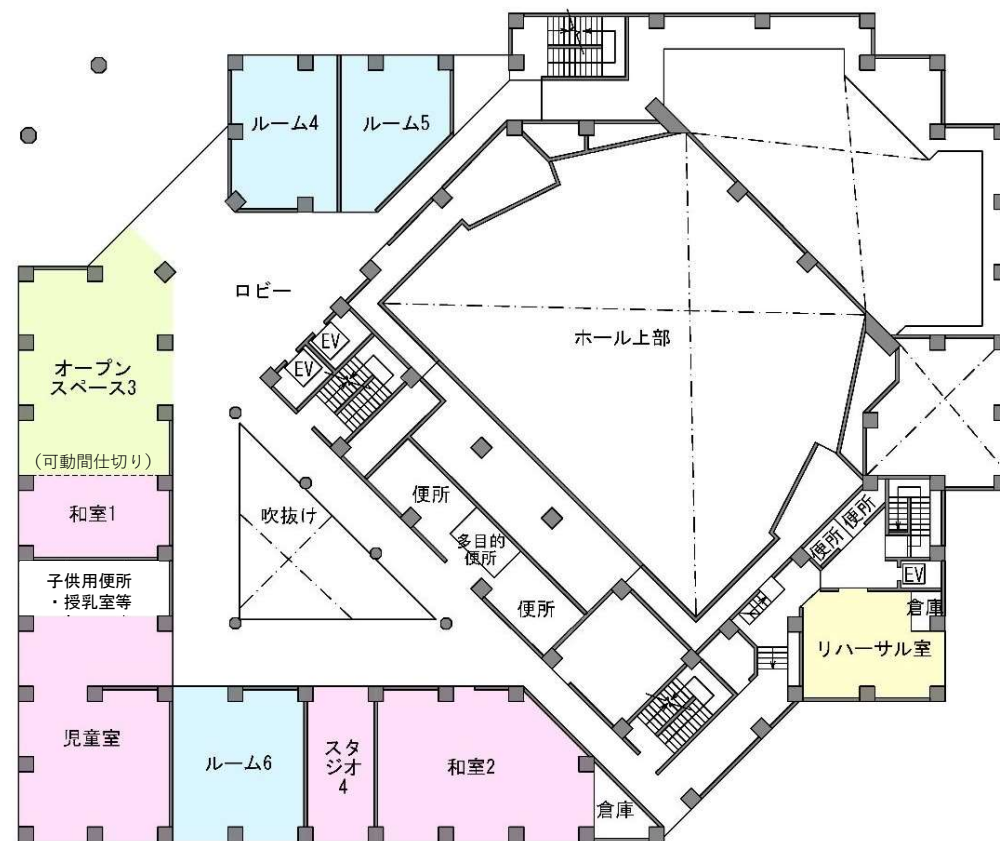
・令和４年８月頃の実施設計完成に向けて、今後、お示しした施設配置を基に、内外装や諸室の付属備品、工事費算定、工事工程などを検討していきます。



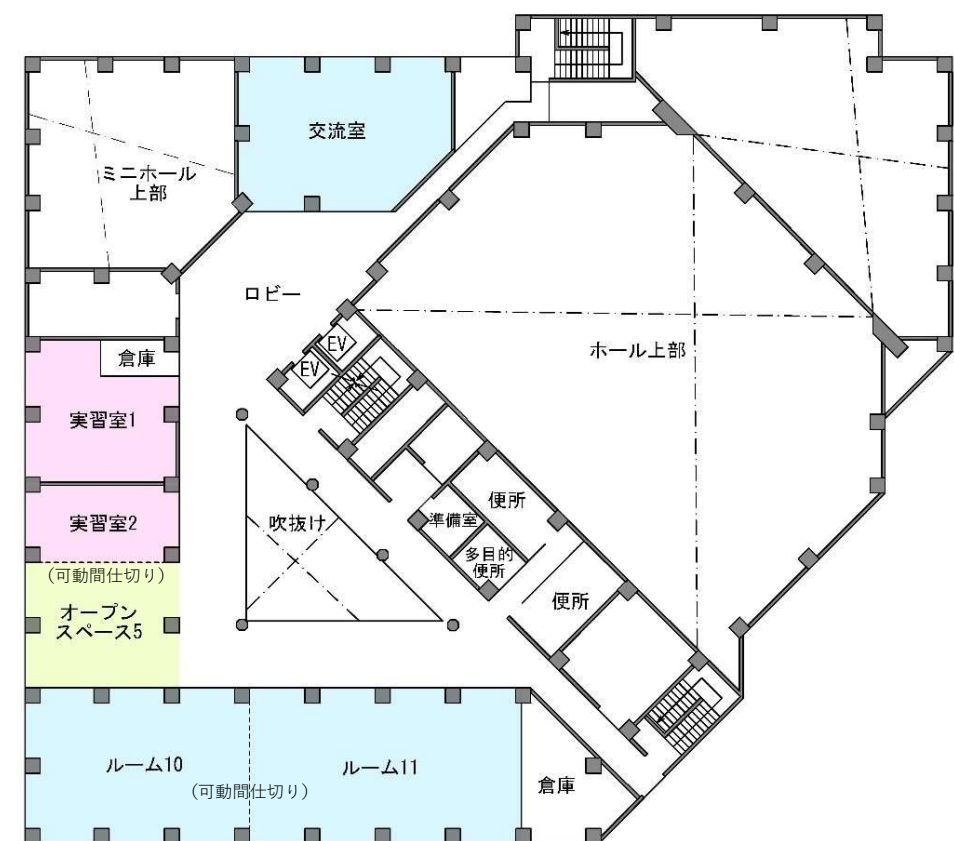
2階



4階



3階



5階



※施設配置は、今後の検討により変更する場合があります。

3 施設の概要

室 名		階数	想定定員 ※1	防音 ※2	概 要	
貸 出 施 設	ホール					
	ホール	1～2階	670人	◎	プロセニウム式の舞台で、現ホールと同等以上の音響設備や照明機材を備えた多目的ホールです。 1階客席は可動席として2階客席下部に収納でき、1階は舞台部分を含めて全体を平土間として利用できます。 なお、車椅子席、親子席を設けるほか、難聴者用の補聴システムを導入します。 【利用想定】講演会、セミナー、音楽会、演劇、舞踊・ダンス等	
	楽屋（5室）	1～2階	4～10人		ホール利用者用の楽屋です。 楽屋エリアには新たにエレベーターを設けるとともに、1階楽屋から舞台までの動線は段差のない経路を確保し、車椅子使用者等の円滑な移動を確保します。	
	リハーサル室	3階	25人	◎	ホール利用者がリハーサル等で利用ができます。 ホール利用者による予約がない場合には、一般貸出を行い、音楽や軽運動等で利用できます。 【利用想定】楽器演奏、合唱、ダンス、体操等	
	ミニホール	4階	150人	◎	音響設備や映像設備を備えた多目的で利用できるミニホールです。 スタッキングチェア（積み重ねて収納することができる椅子）と可動式段床の床面を倉庫や壁面に収納することで、ミニホール全体を平土間として利用できます。 【利用想定】講演会、講座、セミナー、音楽会、演劇、舞踊等	
	楽屋	4階	4人		ミニホール利用者用の楽屋です。	
	多目的室					
	ルーム（11室）	1～3	1～2階	各36人	○	長机・椅子等を配置した汎用性の高い部屋です。 防音性や防汚・防水性を備えた壁材・床材とすることで、一般的な会議や研修のほか、軽運動や工作などの様々な用途で利用できます。 また、ルーム8・9及びルーム10・11は、可動間仕切りを開放して、2つのルームを一体化して利用できます。 なお、ケータリングを想定し、ルーム10・11に近い位置に配膳用の準備室を設置します。 【利用想定】会議、懇親会、映像鑑賞、軽運動、工作、手芸等
		4、5	3階	各18人		
		6		36人		
7		4階	30人			
8			72人			
9			36人			
10	5階	81人				
11		90人				
交流室	5階	30人	○	会議机を設けてあり、重要な会議や懇談会などでの利用ができます。 【利用想定】会議、懇談会、賓客の控室等		
教養室						
体育室（2室）	1、2	B1階	各40人	◎	軽運動や音楽活動等で利用できます。 設置されている運動器具（卓球台など）や壁面の鏡を利用した活動ができます。 【利用想定】バレエ・ダンス、卓球、空手、ヨガ、楽器演奏、合唱等	
スタジオ（4室）	1～3	B1階	8～16人	◎	楽器・音楽器材、壁面の鏡等を設けてあり、音楽活動や軽運動等で利用できます。 【利用想定】バンド練習、ピアノ練習、楽器演奏、合唱、ダンス等	
	4	3階	12人			
音楽室		1階	40人	◎	ピアノ等の楽器の演奏や合唱などの音楽活動等で利用できます。 【利用想定】楽器演奏、合唱等	
和室（2室）	1、2	3階	20～40人		炉や水屋等を設けた畳敷きの空間として、日本文化の学びや交流などの活動に利用できます。 和室1は、間仕切りを開放して隣接するオープンベースと一体的に利用でき、和室で点てたお茶を振舞ったり、小規模な舞踊の発表等が考えられます。 【利用想定】茶道、華道・生け花、着付け、和裁、日本舞踊、ヨガ等	
料理室		4階	20人		調理台や調理器具等を利用して料理をすることができます。 また、間仕切りを開放して隣接するオープンベースと一体的に利用でき、調理した料理の試食や食のイベントでの活用等が考えられます。 【利用想定】料理、子ども食堂等	
実習室（2室）	1、2	5階	10～24人	○	作業台や流し台等を設けてあり、工作や絵画、洋裁などの創作活動に利用できます。 また、実習室2は、間仕切りを開放して隣接するオープンスペースと一体的に利用でき、イベントでの活用等が考えられます。 【利用想定】工作、絵画、洋裁、陶芸、七宝焼等	
その他						
オンラインルーム （※室内に打合せスペース・個人ブースを設置）		4階	—	○	少人数の打合せスペースや個人ブースを設置して、ICT（情報通信技術）を活用したオンライン会議の場などに利用できます。 【利用想定】オンライン会議、スタジオ配信、会議・打合せ、個人学習等	
市民ギャラリー		1階	約90㎡		可動展示壁やスポットライトなどを備えた市民の作品展示の場です。 多くの方に作品等を見ていただけるよう、エントランス付近に配置します。 なお、市民ギャラリーとは別に、館内の壁面を利用して作品の展示ができるよう、ピクチャーレールやスポットライトの設置を検討します。 【利用想定】作品の展示等	

室 名		階数	防音 ※2	概 要	
オープン利用施設	オープンスペース （6か所）	B1（B1階） 1（1階） 2（2階） 3（3階） 4（4階） 5（5階）	各階		来館者が自由に無料で、打合せや歓談、作業等に利用できるスペースとして設置します。 《各オープンスペースの特徴や利用想定》 ・オープンスペースB1 ダンス利用を想定し、壁面に大きく鏡を設置します。 ・オープンスペース1 隣接する売店の飲食スペースにも利用できます。 ・オープンスペース2 市民活動コーナーの機能を付加します。 ・オープンスペース3～5 隣接する和室、料理室、実習室との一体的な利用が可能です（開館までに占用手続き・受益者負担のあり方等について検討していきます）。
	市民活動コーナー（作業室含む） （※オープンスペース2に設置）		2階		オープンスペース2に川崎区の市民活動コーナーの機能を付加します。 オープンスペースの利用ルールと調整しながら、市民活動コーナーとして、打合せやグループワーク等に利用できるよう運営していきます。 また、隣接する作業室には、印刷機器等を設置し、登録制で利用できます。
	図書コーナー（閲覧席含む）		2階		約1万2千冊の図書等を配架するとともに、閲覧席を設置します。 図書等は、現労働会館の労働資料室の書籍・資料（労働資料）に加え、新たに一般図書や児童書等を配架し、貸出も行います。また、開館までに市立図書館との連携について検討していきます。 なお、書庫に収蔵された労働資料は、図書コーナーでの閲覧が可能です。
	児童室 （授乳室・キッズトイレ含む）		3階	○	講座受講者等の託児・育児スペースや、来館者が自由に利用できる子育て支援スペースとして設置します。 主な利用対象を未就学児とし、室内には授乳室やキッズトイレを設けます。
便 益 施 設	ロッカースペース		1～2階		利用団体が活動に必要な物品を保管するためのロッカーを設置します。多様な活動内容に対応できるよう、複数のサイズを設置していきます。 また、ロッカーを使用することや使用場所等の公平性の確保、責任をもった保管物の管理等の観点から、開館までに受益者負担のあり方も含めて利用ルール等について検討していきます。
	更衣室（男・女・多目的各1室）		B1階		体育室等の施設利用者や公園利用者の着替えの場として設置します。ロッカーを設置するほか、車椅子でも利用しやすい広さや設えにします。
	売店/飲食スペース		1階		食品や飲料、文房具等の販売を中心とした売店と、隣接して飲食スペースを設置します。食品は、弁当やおにぎり、パン、お菓子等を想定しています。
	駐車場		屋外		施設利用者の駐車場です。車椅子利用者用や搬入車両用の駐車枠も設置します。 また、開館までに受益者負担のあり方等について検討していきます。
	駐輪場		屋外		施設利用者の駐輪場です。自転車のほか、自動二輪車・原動機付き自転車の駐輪枠も設置します。
	その他の施設 ●多目的便所（各階） 車椅子使用者等が利用しやすい広さのトイレを設置し、オストメイト・介助用ベッド等を分散して設置します。 ●給湯室（各階） 湯茶等に利用できる給湯室を設置します。 ●調乳室・授乳室（1階・3階児童室内） ●救護室（1階） ●テラス（屋外） 施設利用者の歓談や公園利用者の休憩等で利用できるよう、公園に面した位置に設置します。 ●広場（屋外） 屋外のオープンスペースです。災害時は、マンホールトイレの設置場所として利用します。				

※1：想定定員は、利用できる概ねの人数を示しています。一部、人数以外で表記している施設もあります。
※2：防音は、以下の性能を目安とします。
◎は、高い防音性能を有し、楽器等の利用が可能
○は、中程度の防音性能を有し、会議等のマイクや映像の音声は漏れにくい。
※3：室名、想定人数、概要は今後の検討により変更する場合があります。

※1：想定定員は、利用できる概ねの人数を示しています。一部、人数以外で表記している施設もあります。

※2：防音は、以下の性能を目安とします。

◎は、高い防音性能を有し、楽器等の利用が可能

○は、中程度の防音性能を有し、会議等のマイクや映像の音声は漏れにくい。

※3：室名、想定人数、概要は今後の検討により変更する場合があります。